

歴史街道推進協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、歴史街道推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 協議会は、「歴史街道」計画のあり方や各種の共同事業実現について協議し、合意形成を図るとともに、諸事業を円滑に推進することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 歴史街道構想の総合実施計画策定に関する事項
- (2) 総合実施計画の実現を支援する事項
- (3) 要望活動および広報活動に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 協議会は、総会、理事会、幹事会、専門部会および全体会議等の会議体により運営される。

3 各会議体の目的、役割分担等は、別表 1～3 のとおりとする。

(構 成)

第 4 条 協議会は、会員、準会員および特別会員で構成する。

2 協議会の趣意に賛同し、一定の会費を納めた地方公共団体、経済団体、民間企業等は、理事会の承認をへて協議会の会員になることができる。

3 協議会の趣意に賛同し、一定の協賛金、分担金を納めた団体は、理事会の承認をへて協議会の準会員になることができる。

4 協議会の趣意に賛同する各界の有識者で、一定の会費を納めた個人は、理事会の承認をへて協議会の特別会員になることができる。

(役 員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 相談役 若干名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 常務理事 1名
- (7) 監事 若干名

2 会長、理事長、常任理事、理事、監事は総会において会員の代表および特別会員の中から選出する。

3 ただし、総会が招集されるまでの間において、補充または増員のため役員を選任する必要があるときは、理事会にてこれを行うことを妨げない。

4 相談役は協議会の会長であった者、および特に協議会役員として多大な功績のあった者の中から、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

5 常務理事は、理事長が理事会の同意を得てこれを委嘱する。

(役員の仕事)

- 第 6 条 会長は協議会を代表する。
- 2 理事長は、会務を総理し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 常任理事は、理事長を補佐し、その指名するところに従い、職務を代行する。
 - 4 相談役は協議会の運営に関する重要事項について、会長の諮問に答える。
 - 5 常任理事および理事は、協議会活動全般について協議する。
 - 6 常務理事は、理事長を補佐して会務を掌理し、事務局を指揮して常務を処理する。
 - 7 監事は協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

- 第 7 条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任満後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(名誉顧問および顧問)

- 第 8 条 協議会に名誉顧問および顧問を置くことができる。
- 2 名誉顧問および顧問は、理事会において推薦された各界の有識者をもって充てる。

(参 与)

- 第 9 条 協議会に参与を置くことができる。
- 2 参与は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(幹事および幹事長)

- 第 10 条 協議会に幹事および幹事長を置く。
- 2 幹事および幹事長は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(総 会)

- 第 11 条 総会は会員および役員の仕事の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。
- 2 総会は会員および役員で構成し、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算および決算に関する事項
 - (3) 規約の改正に関する事項
 - (4) その他会長が必要と認める事項
 - 3 通常総会は毎年一回会計年度終了後に、臨時総会は必要に応じて開催する。
 - 4 総会は会長が招集する。

(総会の決議方法)

- 第 12 条 総会の決議は出席した会員ならびに役員の仕事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。
- また、理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(理事会)

- 第 13 条 理事会は、会長、理事長、常任理事、理事および常務理事で構成し、協議会の活動に関する重要事項を決定し、総会に議題を提出することができる。
- 2 理事会は、必要に応じて、理事長が招集する。
 - 3 理事会の構成員が総会の目的である事項について提案した場合において、理事会の構成員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(幹事会)

- 第 14 条 幹事会は、幹事および幹事長で構成し、協議会活動について役員を補佐し、必要な連絡調整を行う。
- 2 幹事会は、必要に応じて、幹事長が招集する。

(専門部会等)

- 第 15 条 幹事会は、必要に応じて、下部組織として、専門的な検討を行う専門部会等を複数置くことができる。

(経費)

- 第 16 条 協議会の活動に要する費用は、会費、協賛金、分担金、その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算および決算)

- 第 17 条 協議会の予算および決算は総会において承認を得なければならない。

(事務局)

- 第 18 条 協議会の事務を処理するため、事務局を設ける。
- 2 事務局を大阪市北区中之島 2-2-2 大阪中之島ビル内に置く。
 - 3 事務局について必要な事項は理事長が定める。
 - 4 事務局の活動を円滑に進めるため協議会会員すべてのメンバーにより構成される全体会議を事務局内に置くことができる。

(その他)

- 第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の活動に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は平成 3 年 4 月より施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 6 年 6 月 23 日より施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 11 年 6 月 15 日より施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 12 年 6 月 13 日より施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 15 年 6 月 17 日より施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 18 年 6 月 5 日より施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

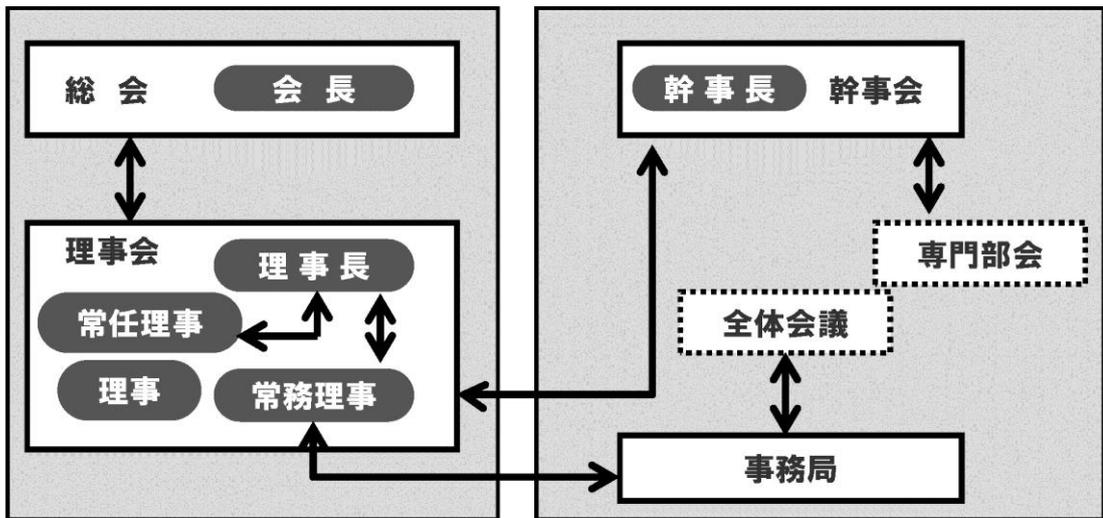
この規約の一部改正は、平成 26 年 5 月 30 日より施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

議決機関

事業推進機関



【議決会議】

総会：(株主総会機能)	承認	} 年1回 5月～6月
理事会：(取締役会機能)	審議	
幹事会：(経営会議機能)	議決機関への上程	

【実務会議】

幹事会：(年2回以上)	牽制機能
全体会議：(年4回)	会員とのコミュニケーション
専門部会：(随時)	専門的検討

歴史街道推進協議会 会議構成

別表2

会議	目的	主な役割	開催数 (概ね日程)	構成員	会議体 招集者
総会	最高議決機関として基本的な業務執行体制や業務運営の基本事項を決定する。 事業運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監査する役割を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の決定 ・予算・決算の決定・承認 ・規約改正の決定 ・役員選任の承認 ・その他必要な事項 	年1回 [5月下旬 ~6月上旬]	協議会を構成する全ての役員及び会員 [1/3以上が出席し、 その過半数で決議]	会長
理事会	協議会の活動に関する重要事項を決定する。 総会提出議案を決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・総会提出議案の審議・決定 ・役員・幹事会人事の決定 ・会員、準会員、特別会員の承認 ・その他重要事案の審議・決定 	年1回 [5月下旬 ~6月上旬]	理事 [過半数が出席し、 その過半数で決議]	理事長
幹事会	協議会活動について役員を補佐し、必要な連絡調整を行う。 理事会提出議案について取りまとめを行う。 事務局運営に関する課題の検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会提出議案の審議 ・事業運営の進捗状況の把握・調整 ・事務局運営の適正執行の審議 	原則年2回以上、 必要に応じ開催 [5月中 ・11月中]	理事、選出団体及び コアとなる団体の 実務者	幹事長
全体会議	協議会事務局からの業務執行や業務運営の進捗状況、計算書類の報告等を確認する。 会員団体とのコミュニケーションを通じて的確な事業推進活動を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の確認 ・事業進捗状況の確認 ・予算、決算の確認 ・会員団体の意見収集 	年4回 [4月中 ・7月中 ・10月中 ・1月中]	協議会会員 全てのメンバー	事務局長
専門部会	協議会の運営の在り方や問題について、専門的な検討が必要な場合に、幹事会の下部組織として適宜設置し、問題解決のための検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的検討 	適宜	幹事会が 指名するメンバー	幹事長

職位	職務
会長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協議会を代表し、会務全般を統括する。
理事長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会務を総理し、会長が事故ある時は職務を代行する。 2. 事業計画、予算・決算、組織、人事、規約改正を総理する。
常務理事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事長を補佐し、会務を掌理する。 2. 事務局を指揮し、常務を処理する。
幹事長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 役員を補佐し、常務を処理する。 2. 常務理事の命により事務局運営の適正な執行を監理する。
事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各機関の決定に基づく事務局業務を統括する。 2. 幹事会提出議案の作成を行う。 3. 予算、経理、会員の進捗状況を把握し適正な執行を行う。 4. その他事務局体制の適正な運営を統括する。